

中国運輸局長 殿  
(支局長経由不要)

住 所 山口県長門市仙崎1031-67  
氏名又は名称 長門山電タクシー有限会社  
代表者名 代表取締役 上本 達也  
連絡先電話番号(必須) 0837-26-2788  
連絡先ファクス(必須) 0837-26-3938  
申請担当者名(必須) 上本達也

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書  
(営業区域の「臨時」の拡大)

このたび、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画の変更をしたいので、道路運送法第15条第1項及び同法施行規則第14条の規定により申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住 所 山口県長門市仙崎1031-67  
氏名又は名称 長門山電タクシー有限会社  
代表者名 代表取締役 上本 達也
- 2 事業の種別  
一般貸切旅客自動車運送事業
- 3 変更しようとする事項  
営業区域 新 中国運輸局管内全域  
福岡県  
旧 山口県
- 4 運輸上必要である理由  
訪日外国人旅行者の増加に伴い、中国運輸局管内及び隣接県の各営業区域内における貸切バスの供給力の不足が見込まれることから、臨時的に営業区域の拡大を行う必要であるため。
- 5 期間  
認可日から令和6年3月31日まで
- 6 適用する運賃及び料金 (口のいずれかにチェックすること)  
■ 既に届出済みの運賃及び料金 (適用臨時営業区域：中国運輸局管内全域)  
■ 運賃及び料金設定届出書のとおり (適用臨時営業区域：福岡県)  
(※この例の場合、2運輸局の運賃及び料金設定届出書を添付)
- 7 添付書類  
運行管理等計画書、貸切バス事業者安全性評価認定証 (写し)



(官庁使用欄)

認 可 書

中国自一第 239 号

以下の条件を付し、上記申請のとおり認可する。

条件

- 1 取扱旅客は、訪日外国人旅行者に限る。
- 2 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。
- 3 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効(以下「認定の取消等」という。)があった場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- 4 令和6年2月15日までに、令和6年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。
- 5 この認可は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和 5年11月20日

中国運輸局長 益田 浩

